

週休2日工事に関するQ&A

(「現場閉所」の考え方)

Q1 「現場閉所日」とは？

A1 週休2日における「現場閉所日」とは、自社が受注した当該工事（同一敷地内の他者が受注した工事を除く）の現場において、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、建設機械の稼働および作業員の労働を終日休止している状態を指します。なお、「松本市週休2日工事試行要領」第2条第1項第5号中の「1つの工事現場で概ね同時期に施工される関連工事」とは、自社が受注した当該工事に関する下請け工事等を指します。

Q2 閉所日には、会社（本社・営業所等）や他の現場も全て休む必要がありますか？

A2 週休2日における「現場閉所」については契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所とします。

Q3 当該現場の閉所日に、作業員や下請け企業が他の工事現場で働く事は認められますか？

A3 作業員や下請け企業が、閉所日に他の現場に従事することについては制限しません。

Q4 現場代理人や主任技術者等が会社等で内業をする事は認められますか？

A4 閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについては制限しません。

Q5 「現場閉所の扱いとみなされる作業」の定義は？

A5 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機、建設機械のメンテナンス等、現場管理上必要な作業で本体工事の進捗UPに資するものでない作業を指します。

Q6 現場作業は無いが、現場代理人等が地元や警察との協議を行った日については閉所扱いとなりますか？

A6 現場で作業を行っていない状態であれば基本的には閉所扱いとなりますが、必要性や内容により異なるため、監督職員と事前に協議願います。

Q7 休日に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合には閉所扱いとなりますか？

A7 現場見学会や社会貢献活動等の実施のみを行う場合については閉所扱いとなります。

Q8 コンクリート打設に伴う養生のため散水を行うこと等は閉所扱いとなりますか？

A8 養生のために散水を行うことは、現場管理上必要な作業であり、閉所扱いとなります。

Q9 大雪のため作業員による現場の除雪作業のみを行い、本体工事を行っていない場合は閉所扱いとなりますか？

A9 監督職員と協議の上「現場保全や安全管理上必要な作業」として判断されれば閉所扱いとし

ます。

Q10 現場事務所を設置しない工事であっても、週休2日の対象工事となりますか？

A10 現場事務所の有無は関係ありません。

(週休2日の対象期間)

Q11 工場製作期間(PC 上部工、鋼橋上部工、設備製作等)は対象期間に入りますか？

A11 工場製作期間は対象期間から除きますが、工場製作と現場作業が並行して行われる場合には、現場作業は対象期間となります。

Q12 現場閉所の代替えの設定に制限はあるのか？

A12 下記の期間を代替日とすることはできません。

- ・年末年始(12/29～1/3)
- ・お盆休み(8/13～8/16)

(閉所の確認と対応)

Q13 閉所の確認にあたっては、どのような証明が必要ですか？

A13 打ち合わせ日等を利用し、休日取得計画書及び実施書(様式第3号)等により受発注者で閉所日の確認を行います。休日取得計画書及び実施書に虚偽の記載があった場合にはペナルティの対象となります。

Q14 天候不順日が続いた場合や当初想定していなかった現場条件の変更(地質等)により必要作業日数が増えた場合、週休2日を達成するために工期延期は認められますか？

A14 やむを得ない事由により工期延期が必要となった場合については、監督職員と協議のうえ工期延期をするなど対応を検討します。

Q15 週休2日が達成できなかった場合、工事成績は減点されますか？

A15 週休2日未達成による工事成績の減点は行いません。

Q16 指名停止等の措置が適用される場合とは、どの様な場合ですか？

A16 休日取得計画書及び実施書等に虚偽の記載を行うなど、明らかに悪質な行為を行った場合が想定されます。

Q17 週休2日に関する協議はどのように行えば良いですか？

A17 工事着手前に監督職員と達成条件や達成するための工程上の工夫等について十分に打ち合わせを行ってください。また工期途中で疑義等が生じた場合には、その都度監督職員と行き、全て工事打ち合わせ簿で記録してください。

(その他)

Q18 現場閉所日に交通誘導員を配置する必要がある場合、交通誘導員のみが現場で誘導している場合は閉所と認められますか？

A18 交通誘導員以外が作業を行っていないければ、閉所とみなします。

Q19 週休2日を達成するためにプレキャスト製品等を使用した場合は、設計変更（増額）の対象となりますか？

A19 休日を設けるための現場での工夫や調整等に対し単価の割増補正しているため、週休2日を達成するための工法変更や資材変更による増額については、設計変更の対象とはなりません。